

# イミア／カルダックをめぐる トルコ・ギリシャ間の紛争

はじめに

- 1 紛争の背景と展開
  - 2 イミア／カルダック紛争における国際法上の論点
    - (1) 両国政府の主張の概要
    - (2) ローザンヌ条約
    - (3) 1932年のアンカラ合意及び覚書
    - (4) パリ条約
    - (5) イミア／カルダック紛争に関わる国際法上の論点の共通点
  - 3 イミア／カルダックは国際法上の島であるか
- おわりに



沖 祐太郎  
(九州大学国際部特任准教授)

## はじめに

1996年、外交上の相互不信状態にあったトルコとギリシャは、偶発的な事象によって武力紛争の瀬戸際まで足を踏み入れることとなった。イミア／カルダック紛争と呼ばれる事態である。直接的な原因は、1995年12月26日のトルコ船籍の貨物船 *Figen Akat* 号の座礁事故である。この事故は、エーゲ海南東部、トルコ本土から3.62カイリ、トルコ領チャヴシュ島から2.2カイリ、ギリシャ領カリムノス島からは5.5カイリの地点にある「イミア」（ギリシャ側の呼称）という「島」、あるいは「カルダック」（トルコ側の呼称）という「岩」において発生した。

同船からの遭難信号を受信したギリシャ船が救助のために駆け付けるが、船員は事故海域がトルコ領であるとしてギリシャによる救助を拒否、救助後も費用支払を拒絶した。この事態を受け、トルコ・ギリシャ両国



Economist.com

出典：Economist.com

とも、即座にイミア／カルダックは自国領である旨を主張する反応を示した。年が明け、両国のメディアがこの事態を取り上げ相手国の領土的野心を推定し批判すると、紛争は一気に過熱する。無人島であったイミア／カルダックに、両国の活動家やジャーナリスト政治家が上陸し、それぞれの国旗を掲げあうというような事態となった。そして、1月28日にはギリシャ軍が、31日にはトルコ軍が展開し、現在も判然としない理由によりギリシャ軍のヘリコプターが墜落し3名の犠牲者が出ることになる。こうした事態を受け、両国間の緊張は著しく高まる。アメリカの仲介により両国の武力衝突は避けられたが、イミア／カルダックの帰属をめぐる紛争自体は解決しておらず、未だくすぶり続けている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> A. Heraclides, *The Greek-Turkish Conflict in the Aegean: Imagined Enemies* (London: Palgrave Macmillan, 2010) pp.134-136.

本稿は、このイミア／カルダック紛争を国際法の観点から改めて検討するものである。本件に関しては、紛争発生当時から特にギリシャやトルコの国際法学者によって、数多くの先行研究が著されている<sup>2</sup>。本稿では、そうした研究を参照しつつ、紛争の国際法上の論点を確認するとともに、特に、先行研究ではあまり注目されてこなかった同紛争における「島」という国際法上の観念をめぐる議論に着目した検討を行い、その意義を検討する。

以下では第1節において、本紛争の背景とその後の展開を確認する。第2節では、本紛争に関する両国の立場の概要を確認し、そこに含まれる国際法上の論点に関連する条約の解釈に注目して整理する。そして第3節では、本紛争の論点でもあるイミア／カルダックが島であるのか、岩であるのかといった点について、当時の代表的な議論を整理し、検討する。

## 1 紛争の背景と展開

トルコ・ギリシャの間ではエーゲ海に関連して、相互に関連する多様な紛争が存在している。先行研究において一般的である分類に従うと、それらは(1)大陸棚の境界画定、(2)領海の幅、(3)ギリシャ領空の幅、(4)東ギリシャ諸島の非軍事化、(5)飛行情報区に関連する権利・義務、(6)NATOの活動、(7)イミア／カルダックとグレーズン問題である<sup>3</sup>。本稿で扱うイミア／カルダック紛争は、これらの紛争のうち唯一領土の帰属をめぐる紛争である。そのため、最も根本的な問題であるように思われるが、そうではなく他の問題が先行しており、イミア／カルダックをめぐる紛争は、1995年以降に初めて現れたものである。

エーゲ海における両国の紛争のうち、最初期に生じた上記(1)、(2)の紛

2 代表的であると考えられる研究については後に言及するが、概要を把握する上では以下の文献が有用である。M. Pratt and C. Schofield, "The Imia/Kardak Rocks Dispute in the Aegean Sea", *Boundary & Security Bulletin* vol.4 (1996), pp.62-69; S. Green, "The Imia/Kardak Dispute", E. Brunet-Jailly (ed.), *Border Disputes: A Global Encyclopedia*, vol.2, (Greenwood: ABC-CLIO, 2015), pp. 640-649.

3 See, e.g. Ş. A. Güneş, "Aegean Sea Territorial Water Issue", P. G. Ercan (ed.), *Turkish Foreign Policy: International Relations, Legality and Global Reach* (Cham: Springer, 2017), p.304; D. Salapatias, *The Aegean Sea Dispute Between Greece and Turkey: The Consequences for NATO and the EU* (London: Akakia, 2014), pp.23-47.

争については、本号の瀬田・来田論文を参照されたい。大陸棚に関しては、1973年にトルコ政府が同国の国営石油会社に対しオフショア油田開発の前提となる調査許可を与えたことが紛争の1つのきっかけとなった。ギリシャは大陸棚の境界確定問題をトルコとの間での唯一の法的な紛争であるともみなしているとも言われる<sup>4</sup>。領海の幅に関しては、ギリシャがエーゲ海における同国の領海の幅を拡張する可能性が生じると紛争化する。



出典：Wikipedia

エーゲ海においてギリシャが領海を12カイリに拡張すると、トルコは公海へのアクセスを失う恐れもある。国連海洋法条約が発効した後、トルコはギリシャが領海を一方向的に拡張した場合、それは「戦争原因」(causas belli) となるとまで主張している<sup>5</sup>。

その後、1974年のキプロスにおけるギリシャ軍主導のクーデター、その後のギリシャへの編入の動きにトルコは反発し、キプロスへと侵攻する。キプロス問題は、トルコ・ギリシャ関係に今日まで多大な影響を及ぼし続けているが、エーゲ海においてもギリシャによる領空の管理の強化に関わる紛争<sup>6</sup>、東ギリシャ諸島のギリシャによる軍事化をめぐる紛争<sup>7</sup>を引き起こすことになった。さらに、キプロス問題へのNATOの対応に対する不満からギリシャが一時NATOから離脱すると、ヨーロッ

4 両国間の大陸棚に関わる紛争については、ひとまず以下の文献を参照せよ。D. Bölükbaş, *Turkey and Greece: The Aegean Disputes: A Unique Case in International Law* (London: Cavendish Pub., 2004), pp.233-572.

5 Heraclides, *supra* note(1), pp.185-187.

6 Bölükbaş, *supra* note(4), pp.573-661.

7 Heraclides, *supra* note(1), pp.201-207.

パ南端の拠点の拠点を担うべき存在としてトルコが浮上し、この点も紛争化する<sup>8</sup>。こうした紛争はいずれも1973年から1975年までの間に発生し、いずれも解決の目処は立っていない。しかし本稿において注目されるのは、こうした紛争が生じていく間、イミア／カルダックあるいはその他のエーゲ海上の島などの領有権が争われる事態は生じていなかったという点である。イミア／カルダックをめぐる紛争は、両国関係が不安定ななか、偶発的な事故によって引き起こされたものである。

イミア／カルダック紛争における両国の主張は次節で確認するが、同紛争の両国関係への影響は潜在的に極めて大きい。それは、トルコが紛争の過程でエーゲ海の諸島嶼には主権の所在が不明確な「グレーゾーン」が存在する、すなわち150程度の帰属が不明な「岩」が存在すると主張したことに起因する<sup>9</sup>。こうした主張を受け、ギリシャ国内では、トルコの拡張主義に対する懸念と反発とが強まることとなった。グレーゾーンという考えは、イミア／カルダック紛争以前には主張されておらず<sup>10</sup>、次節で確認するローザンヌ条約等の解釈の結果生み出されたものである。この考え方に沿って、実際にクレタ島南部のガヴドス、ガブドブラといった小島に関し紛争が発生しており<sup>11</sup>、また潜在的には他の地点にも拡大しうる問題である。

## 2 イミア／カルダック紛争に関する国際法上の論点

### (1) 両国政府の主張の概要

本紛争に関しては、1923年のローザンヌ条約、1932年1月4日イタリア・トルコ間のアンカラ合意、同合意に基づいて作成された1932年12月28日の覚書、1947年のパリ条約の解釈をめぐる議論が行われている。以下では、この各条約に関し、まずはイミア／カルダックの領有に対するトルコ及びギリシャの主張の概要を確認しておく。両国の主張は紛争発生当時から若干の変遷はあるものの<sup>12</sup>、基本的には一貫してい

ると考えられることから、現在、両国外務省がホームページ上で公開している情報をもとに整理する<sup>13</sup>。

紛争の国際法上の論点を把握しやすくするため、まずギリシャの主張から確認する。その骨子は、イミア／カルダックはローザンヌ条約第15条によって、ドデカネス諸島全体とともにトルコからイタリアに割譲され、その後パリ条約第14条によってイタリアからギリシャに割譲されたというものである。ギリシャの立場からすると、トルコはローザンヌ条約第12条から第16条によって、インブロス島、テネドス島、ラビット島を除きトルコ沿岸から3カイリ以遠にある全ての陸地に対する主権を放棄したものと理解される。またローザンヌ条約の後にイタリア・トルコ間で締結されたアンカラ合意に基づき作成された1932年12月28日の覚書は、国際法上の拘束力を有するものであり、ローザンヌ条約によるイミア／カルダックのイタリアへの割譲を確認するものであると評価している。さらに、パリ条約以来のギリシャによる途切れることのない平和的な主権の行使が、トルコによって争われることがなかったこともギリシャの主権を確認するものであると主張している<sup>14</sup>。

一方でトルコは、前提としてイミア／カルダックを「島」とはみなしていない。その上で、同地はローザンヌ条約によってイタリアに帰属する旨定められた諸地域に含まれず、トルコ・イタリア間のアンカラ合意によってもイタリアに帰属するものではないとの立場をとる。さらに、同地をイタリア領と明示しているようにも理解できる1932年12月28日の覚書に関しては、ギリシャとは違い、その国際法上の拘束力を否定する。イタリアがイミア／カルダックを領有していない以上、パリ条約によってギリシャに領有権が移譲されることもあり得ないというのがトルコの主張である<sup>15</sup>。以下では、項をあらため、条約ごとに関連する論

8 *Ibid.*, pp.214-220; Salapatias, *supra* note(3), pp. 35-39, pp.112-131.

9 Heraclides *supra* note (1), pp.209-212.

10 *Ibid.*, p.132.

11 J. M. Van Dyke, "An Analysis of th Aegean Disputes under International Law", *Ocean Development and International Law*, vol.36 (2005), p.70, 96.

12 例えばトルコは、1932年のアンカラ合意及び覚書の法的拘束力を否定するにあたって、

1996年1月26日の時点では事情変更の原則やギリシャが同合意の当事国ではない点を持ち出していたようである。See, e.g. Institute of Neohellenic Research, *Report on the "Limnia-Imia" Islets*, 2<sup>nd</sup> ed. (Athens: Institute of Neohellenic Research, 1996), p.5.

13 なお、多くの先行研究が両国政府の立場を確認するためにギリシャの Hellenic Resources Network の情報に依拠しているが、本稿執筆時点では関連するエントリにアクセスできなくなっている。See, <http://www.hri.org/docs/aegean.html> (as of 28 February 2023).

14 See, "Turkish Claims" at <https://www.mfa.gr/en/issues-of-greek-turkish-relations/relevant-documents/turkish-claims.html> (as of 28 February 2023).

15 See, "Background Note on Aegean Dispute" at <https://www.mfa.gov.tr/background-note-on->